



## 目次

## 告示

- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 特定非営利活動法人の認定に係る公示（共助社会づくり課）
- 救急病院等の認定（医療整備課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 平成 30 年度前期技能検定の実施（産業人材育成課）
- 平成 30 年度前期技能検定における受検手数料減額措置の実施（産業人材育成課）
- 平成 30 年度随時実施技能検定（随時 3 級及び基礎級に限る）の実施（産業人材育成課）
- 平成 12 年埼玉県告示第 411 号の一部を改正する告示（産業人材育成課）
- 玉淀ダム管理規程の一部を改正する告示（農村整備課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 坂戸都市計画道路の変更（都市計画課）
- さいたま都市計画下水道事業さいたま公共下水道の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 上尾都市計画土地地区画整理事業の都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（市街地整備課）
- 富士見都市計画事業三芳町富士塚土地地区画整理事業の事業計画の変更認可（第 3 回）（市街地整備課）
- 入間都市計画緑地事業の事業計画の変更の認可（公園スタジアム課）
- 平成 30 年度第 1 回埼玉県警察官（巡査）採用試験の実施（警務課）
- 平成 30 年度第 2 回埼玉県警察官（巡査）採用試験の実施（警務課）
- 平成 30 年度埼玉県警察官（巡査）採用試験（県外試験）の実施（警務課）

# 告 示

## 埼玉県告示第百七十三号

神川町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年三月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

神川町	平成二十八年度地籍図二十一枚	阿久原七地区（平成三十年二月二十一日	調査を行った時期	調査を行った成果の調査を行った地区	証
	平成二十九年度地籍簿一冊	大字上阿久原・大字下阿久原の各一部）	地名	称地	日

## 告 示

### 埼玉県告示第百七十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項の規定により、次の特定非営利活動法人を認定したので、同法第四十九条第二項の規定により公示する。

平成三十年三月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 名称

特定非営利活動法人きらりびとみやしろ

#### 二 代表者の氏名

島村 孝一

#### 三 主たる事務所の所在地

埼玉県南埼玉郡宮代町川端三丁目八番二十五号

#### 四 当該認定の有効期間

平成三十年三月二日から平成三十五年三月一日まで

# 告示

## 埼玉県告示第百七十五号

次の表の上欄に掲げる病院及び診療所を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として平成三十年二月二十八日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

平成三十年三月二日

埼玉県知事 上田清司

病院及び診療所		有効期限
名称	所在地	
医療法人あかつき会はとがや病院	埼玉県川口市坂下町四丁目十六番二十六号	平成三十三年二月二十七日
戸田市立市民医療センター	埼玉県戸田市美女木四丁目二十番地の一	同右
医療法人社団草芳会三芳野病院	埼玉県入間郡三芳町大字北永井八百九十番六	同右
医療法人光仁会春日部厚生病院	埼玉県春日部市緑町六丁目十一番四十八号	同右
みくに病院	埼玉県春日部市下大増新田九十番地一	同右
医療法人社団全仁会東都春日部病院	埼玉県春日部市大畑六百五十二番七	同右
医療法人財団健和会みさと健和病院	埼玉県三郷市鷹野四丁目四百九十四番一号	同右
医療法人社団愛友会三郷中央総合病院	埼玉県三郷市中央四丁目五番地一	同右
医療法人社団協友会彩の国東大宮メデイカルセンター	埼玉県さいたま市北区土呂町千五百二十二番地	同右
医療法人川久保病院	埼玉県さいたま市浦和区東高砂町二十九番十八号	同右

増田外科医院	埼玉県さいたま市北区宮原町四丁目三十九番地五	平成三十三年二月二十七日
埼玉脳神経外科病院	埼玉県鴻巣市大字上谷六百六十四番地一	同右
村越外科・胃腸科・肛門科	埼玉県鴻巣市吹上本町一丁目四番十三号	同右
医療法人康正会病院	埼玉県川越市大字山田三百二十番地一	同右
医療法人社団秀栄会所沢第一病院	埼玉県所沢市下安松千五百五十九番地一	同右
所沢明生病院	埼玉県所沢市大字山口五千九十五番地	同右
医療法人泰一会飯能整形外科病院	埼玉県飯能市東町十二番二号	同右
医療法人E M S 西山救急クリニック	埼玉県加須市北小浜四百八番地	同右
社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会栗橋病院	埼玉県久喜市小右衛門七百十四番六号	同右
久喜メデイカルクリニック	埼玉県久喜市大字下早見千百八十三番地一	同右
社会医療法人ジャパンメデイカルアライアンス東埼玉病院	埼玉県幸手市大字吉野字明神前五百十七番五	同右
熊谷外科病院	埼玉県熊谷市佐谷田三千八百十一番地一	同右
皆成病院	埼玉県深谷市西島町三丁目十一番地一	同右
秩父市立病院	埼玉県秩父市桜木町八番九号	同右
国民健康保険町立小鹿野中央病院	埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野三百番地	同右

## 告 示

### 埼玉県告示第百七十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年三月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カインズモール新座

埼玉県新座市大和田二・三丁目地区土地区画整理事業地二十二街区、十街区

##### ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号

株式会社ベイシア 代表取締役 橋本浩英

群馬県前橋市亀里町九百 外未定

##### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十年十月十四日

##### ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一万三千三百九十四平方メートル

##### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 九〇五台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二五〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 七三五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一二四立方メートル

へ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前六時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前五時三十分から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 八か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成三十年二月十三日

二 縦覧期間

平成三十年三月二日から平成三十年七月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年三月二日から平成三十年七月二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第百七十七号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、平成三十年度前期技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成三十年三月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 実施等級別職種

##### イ 特級

なし

##### ロ 一級及び二級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、铸造（铸铁铸件铸造作业）、金属热处理（一般热处理作业、浸炭・浸炭窒化・窒化处理作业、高周波・炎热处理作业）、粉末冶金（烧结作业）、机械加工（普通旋盘作业、数值制御旋盘作业、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業、マシニングセンタ作業）、放电加工（数值制御形彫り放电加工作业、ワイヤ放电加工作业）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作业）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業、打出し板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、鉄道車両製造・整備（内部ぎ装作業、配管ぎ装作業、電気ぎ装作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作业）、建具製作（木製建具手加工作业）、プラスチック成形（射出成形作業）、石材施工（石張り作業）、酒造（清酒製造作業（二級のみ））、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイヤ張り（タイヤ張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、化粧フィルム工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

##### ハ 三級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、铸造（铸铁铸件铸造作业）、金属热处理（一般热处理作业、浸炭・浸炭窒化・窒化处理作业、高



周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、化学分析（化学分析作業）、塗装（金属塗装作業）、舞台機構調整（音響機構調整作業）、商品装飾展示（商品装飾展示作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

ニ 単一等級

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカーク工作業）及び産業洗浄（高圧洗浄作業）

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表

イ 実技試験

(1) 実施期日

平成三十年六月五日（火）から平成三十年九月九日（日）までの間において、埼玉県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日

(2) 実施場所

協会が指定する場所

(3) 試験問題の公表

平成三十年五月二十九日（火）に協会事務所で公表する（一部の職種を除く。）。

ロ 学科試験

(1) 実施期日

次の表の検定職種の欄に掲げる職種に応じ、同表の実施期日の欄に掲げる日

検 定 職 種	実 施 期 日
<p>一 三級 園芸装飾、造園、鋳造、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、化学分析、塗装、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾</p>	<p>平成三十年七月十五日（日）</p>

<p>一 一級及び二級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装</p> <p>二 三級 金属熱処理</p> <p>三 単一等級 産業洗浄</p>	<p>平成三十年八月十九日(日)</p>
<p>一 一級及び二級 粉末冶金、機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作及び内装仕上げ施工</p>	<p>平成三十年八月二十六日(日)</p>
<p>一 一級及び二級 園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、酒造、タイル張り、表装及びフラワー装飾</p> <p>二 単一等級 路面標示施工</p>	<p>平成三十年九月二日(日)</p>

(2) 実施場所  
協会が指定する場所

四 受検申請の手続

イ 提出書類

- (1) 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
- (2) 運転免許証、健康保険の被保険者証その他の申請者の氏名及び生年月日を  
確認するため知事が適当と認める書類又はその写し
- (3) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を  
証する書面

(4) 手数料の払込みを証する書面

ロ 提出先

協会

埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号(郵便番号三三〇―〇〇七四)

ハ 受付期間

平成三十年四月四日(水)から同年四月十七日(火)まで

ニ 受検申請に関する注意

- (1) 申請書の用紙及び受検案内は、協会で交付する。  
なお、これらの書類を郵送で求める場合は、受検しようとする等級を明記し、切手百四十円分を同封して請求すること。
- (2) 申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。
- (3) 郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

五 手数料

次に掲げる額の手数料を郵便振替で協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者については、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

イ 実技試験

検 定 職 種	手 数 料
園芸装飾	一万七千九百円(一万九千九百円)
造園	一万七千九百円(一万九千九百円)
鋳造	一万七千九百円(一万九千九百円)
金属熱処理	一万七千九百円(一万九千九百円)
粉末冶金	一万七千九百円
機械加工	一万七千九百円(一万九千九百円)
放電加工	一万七千九百円
金属プレス加工	一万七千九百円
鉄工	一万七千九百円

内装仕上げ施工	一万七千九百円
防水施工	一万七千九百円
畳製作	一万七千九百円
タイル張り	一万七千九百円
左官	一万七千九百円（一万千九百円）
とび	一万七千九百円（一万千九百円）
建築大工	一万七千九百円（一万千九百円）
酒造	一万七千九百円
石材施工	一万七千九百円
プラスチック成形	一万七千九百円
建具製作	一万七千九百円
家具製作	一万七千九百円
婦人子供服製造	一万七千九百円
建設機械整備	一万七千九百円
鉄道車両製造・整備	一万七千九百円
産業車両整備	一万七千九百円
電気機器組立て	一万七千九百円
電子機器組立て	一万七千九百円（一万千九百円）
機械検査	一万七千九百円（一万千九百円）
仕上げ	一万七千九百円（一万千九百円）
工場板金	一万七千九百円
建築板金	一万七千九百円

サッシ施工	一万七千九百円
化学分析	一万七千九百円（一万九千九百円）
表装	一万七千九百円
塗装	一万七千九百円（一万九千九百円）
路面標示施工	一万七千九百円
舞台機構調整	一万七千九百円（一万九千九百円）
産業洗浄	一万七千九百円
商品装飾展示	一万七千九百円（一万九千九百円）
フラワー装飾	一万七千九百円（一万九千九百円）

備考 手数料の欄の（ ）内の額は、平成十二年埼玉県告示第四百十一号に定める者に適用する。

ロ 学科試験（全職種）  
三千百円

六 合格発表及び通知

イ 技能検定合格者の発表  
平成三十年七月十五日（日）に学科試験を実施する職種にあつては、同年八月三十一日（金）に、その他の職種にあつては同年九月二十八日（金）に埼玉県庁本庁舎一階南玄関の掲示板に掲示するほか、協会から合格者に対し書面で通知する。

ロ 実技試験又は学科試験の合格通知  
協会から合格者に対し書面で通知する。

七 その他

この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部産業人材育成課又は協会に問い合わせること。

## 告 示

### 埼玉県告示第百七十八号

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号。以下「条例」という。）第四条の規定により、平成三十年埼玉県告示第百七十七号（平成三十年度前期技能検定の実施）により公示する技能検定に係る条例別表産業労働部の項第十二号金額の欄イに規定する手数料（在校生（知事が別に定める者をいう。）が三級を受検する場合の手数料を含む。）を、同告示第五号イの規定にかかわらず、次のとおり減額する。

平成三十年三月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

次に掲げる要件のいずれにも該当する者に係る手数料については、九千円を減額する。

- 一 二級又は三級の技能検定試験を受検すること。
- 二 平成三十年四月一日において三十五歳未満であること。
- 三 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者でないこと。

## 告示

### 埼玉県告示第百七十九号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、平成三十年年度随時実施技能検定（随時三級及び基礎級に限る。）の実施について次のとおり公示する。

平成三十年三月二日

埼玉県知事 上田清司

#### 一 実施等級別職種

##### イ 随時三級

さく井（パークション式さく井工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業、非鉄金属鑄物鑄造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作业）、建築板金（ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（ホットチャンバダイカスト作業、コールドチャンバダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、寝具製作（寝具製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、段ボール箱製造作業）、印刷（オフセット印刷作業）、製本（製本作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業）、石材施工（石張り作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業、プラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作

業、金属塗装作業、噴霧塗装作業）及び工業包装（工業包装作業）

ロ 基礎級

さく井（パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業）、  
鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業、非鉄金属鑄物鑄造作業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業、  
プレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス  
盤作業、マシニングセンタ作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工  
（構造物鉄工作业）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板  
金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業）、アル  
ミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金  
型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカス  
ト（ホットチャンバダイカスト作業、コールドチャンバダイカスト作業）、電  
子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、  
変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回  
転電機巻線製作作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業、プリ  
ント配線板製造作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、  
染色（糸浸染作業、織物・ニット浸染作業）、ニット製品製造（丸編みニット  
製造作業、靴下製造作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳  
士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、帆布製品製造  
（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具  
手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、紙器・段ボール箱製造（印  
刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱製造作業）、印  
刷（オフセット印刷作業）、製本（製本作業）、プラスチック成形（圧縮成形  
作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業）、強化プ  
ラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石材加工作業、石張り作  
業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・  
ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、  
建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、  
左官（左官作業）、築炉（築炉作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管  
（建築配管作業、プラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工  
（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、  
防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕  
上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕  
上げ工事作業、カーテン工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッ  
シ施工（ビル用サッシ施工作業）、ウェルポイント施工（ウェルポイント工事



作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業）及び工業包装（工業包装作業）

## 二 試験の方法

実技試験及び学科試験

## 三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表

### イ 実施期日

埼玉県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日

### ロ 実施場所

協会が指定する場所

### ハ 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に送付する。

## 四 受検申請の手続

### イ 提出書類

技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

### ロ 提出先

協会

埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号（郵便番号三三〇―〇〇七四）

### ハ 受付期間

随時

## 二 受検申請に関する注意

(1) 申請書の用紙は、協会で交付する。

(2) 申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

## 五 手数料

次に掲げる額の手数料を銀行振込で協会に納付すること。

### イ 実技試験（全職種）

一万七千九百円

### ロ 学科試験（全職種）

三千百円

## 六 合格発表及び通知

合格者に対し合格証書を送付する。

## 七 その他

この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部産業人材育成課又は協会に問い合わせること。

## 告 示

### 埼玉県告示第百八十号

平成十二年埼玉県告示第四百十一号（埼玉県手数料条例別表労働商工部の項第十  
一号金額の欄の知事が別に定める者について）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示文中「別表労働商工部の項第十一号金額の欄」を「別表産業労働部の項第十  
二号金額の欄」に改める。

# 告 示

## 埼玉県告示第百八十一号

玉淀ダム管理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

玉淀ダム管理規程の一部を改正する告示

玉淀ダム管理規程（平成九年埼玉県告示第四百三十号）の一部を次のように改正する。

第八条中「取水口ゲート」を「本取水口ゲート」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、本取水口ゲートから取水ができない場合に限り、予備取水口ゲートから取水を行うものとする。

第九条第一項中「取水口ゲート」を「本取水口ゲート」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、予備取水口ゲート使用時の測定は、河川水位を基に換算した流量によるものとする。

別表を次のように改める。

別表（第七条関係）

一 本取水口

取 水 期 間	最大取水量 (単位 立方メートル/秒)	年間総取水量 (単位 千立方メートル)
六月一日から 六月十日まで	五・一八一	三九、一二〇
六月十一日から 九月三十日まで	四・〇九八	
十月一日から 五月三十一日まで	一・〇三二	

二 予備取水口

取 水 期 間	最大取水量 (単位 立方メートル/秒)	年間総取水量 (単位 千立方メートル)
---------	------------------------	------------------------

六月一日から 九月三十日まで	三・四四三	三九、一一〇
十月一日から 五月三十一日まで	一・〇三三二	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県告示第百八十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成三十年三月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 許可番号

第二〇一六―二三―一号

#### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県児玉郡美里町大字広木字吉原二五九七番一 外二十五筆

#### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千四百四十二・〇七立方メートル

## 告 示

### 埼玉県告示第百八十三号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成三十年三月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 許可番号

第二〇一六一六―二号

#### 二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県羽生市大字下川崎字今上千四百六番四 他 十四筆

#### 三 雨水流抑制施設の容量

容量 七百八十七・七二立方メートル

## 告 示

### 埼玉県告示第百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、坂戸都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年三月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県告示第百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十六年埼玉県告示第千五百四十五号で告示した大宮都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成三十年三月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 施行者の名称

さいたま市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画下水道事業さいたま公共下水道

### 三 事業施行期間

昭和三十年四月一日から

平成三十三年三月三十一日まで

### 四 変更に係る事業地

#### イ 分流汚水

##### (1) 汚水

##### (一) 収用の部分

変更なし

##### (二) 使用の部分

昭和四十六年埼玉県告示第千五百四十五号、昭和四十六年埼玉県告示第千五百四十六号、昭和四十七年埼玉県告示第千七百八十二号、昭和四十八年埼玉県告示第千二百八十四号、昭和四十九年埼玉県告示第六百五十八号、昭和五十年埼玉県告示第千五百十二号、昭和五十年埼玉県告示第千五百四十六号、昭和五十年埼玉県告示第千五百四十六号、昭和五十二年埼玉県告示第千二百五十九号、昭和五十三年埼玉県告示第五百十五号、昭和五十三年埼玉県告示第千二百七十八号、昭和五十三年埼玉県告示第千三百三十号、昭和五十四年埼玉県告示第千二百三十二号、昭和五十五年埼玉県告示第四百五十九号、昭和五十五年埼玉県告示第九百七号、昭和五十六年埼玉県告示第千七百三十号、昭和五十七年埼玉県告示第四百七十八号、昭和五十八年埼玉県告示第三百四十号、昭和五十八年埼玉県告示第六百六十五号、昭和五十九年埼玉県告示第七百三十二号、昭和五十九年埼玉県告示第七百九十五号、昭和六十年埼玉県告示第六十号、昭和六十年埼玉県告示第二千二十八号、昭和六十二年埼玉県告示第四百九十四号、昭和六十三年埼玉



県告示第三百五十四号、昭和六十三年埼玉県告示第千五百一号、昭和六十三年埼玉県告示第千七百三十九号、平成元年埼玉県告示第三百四十号、平成二年埼玉県告示第七十五号、平成二年埼玉県告示第二百二十四号、平成二年埼玉県告示第三百五十六号、平成二年埼玉県告示第八百二十一号、平成四年埼玉県告示第七百七十九号、平成四年埼玉県告示第九百三号、平成四年埼玉県告示第九百四号、平成四年埼玉県告示第七百九十五号、平成五年埼玉県告示第千三百三十九号、平成五年埼玉県告示第千七百六十号、平成六年埼玉県告示第七百二十一号、平成七年埼玉県告示第六百八十五号、平成七年埼玉県告示第千二十号、平成七年埼玉県告示第千七百八十四号、平成八年埼玉県告示第百五十七号、平成八年埼玉県告示第千三百七十八号、平成九年埼玉県告示第四百十五号、平成九年埼玉県告示第千二百九十三号、平成十年埼玉県告示第四百四十九号、平成十年埼玉県告示第九百七十四号、平成十一年埼玉県告示第五百六号、平成十二年埼玉県告示第九百四十四号、平成十二年埼玉県告示第千六百一十一号、平成十三年埼玉県告示第三百七十五号、平成十三年埼玉県告示第七百十三号、平成十四年埼玉県告示第千二百七十号、平成十五年埼玉県告示第七百二十三号、平成十五年埼玉県告示第七百二十四号、平成十五年埼玉県告示第千五百五十七号、平成十七年埼玉県告示第千三百二号、平成十八年埼玉県告示第三百五十一号、平成十九年埼玉県告示第四百九十一号、平成二十二年埼玉県告示第千八十号、平成二十四年埼玉県告示第四百二十七号、平成二十五年埼玉県告示第四百二十一号、平成二十六年埼玉県告示第四百二十二号、平成二十八年埼玉県告示第四百二十一号の事業地のうち、埼玉県さいたま市西区大字清河寺字須場地内において事業地を変更する。

(2) 雨水

(一) 収用の部分  
変更なし

(二) 使用の部分  
変更なし

ロ 合流区域

(1) 汚水

(一) 収用の部分  
変更なし

(二) 使用の部分  
変更なし

## 告 示

### 埼玉県告示第百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により上尾市から上尾都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成三十年三月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第百八十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

平成三十年三月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

三芳町富士塚土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十五年二月五日から平成三十二年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保字富士塚及び同字東の各一部

四 事務所所在地

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保五千二百七十一番地

五 設立認可の年月日

平成二十五年二月五日

六 変更認可の年月日

平成三十年三月二日

# 告 示

## 埼玉県告示第百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十五年埼玉県告示第三百十七号で告示した入間都市計画緑地事業（入間市施行）の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成三十年三月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 事業施行期間

平成十八年四月四日から平成三十五年三月三十一日まで

### 二 変更に係る事業地

#### イ 収用の部分

変更なし

#### ロ 使用の部分

変更なし

## 告 示

埼玉県警察本部告示第31号

平成30年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類、平成30年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類、平成30年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類、平成30年度埼玉県警察官（巡査）採用試験国際捜査Ⅰ類、平成30年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類及び平成30年度埼玉県警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅰ類を次のとおり実施する。

平成30年3月2日

埼玉県警察本部長 鈴木 三 男

### 1 試験の名称及び採用予定人員

- |                                      |       |      |
|--------------------------------------|-------|------|
| (1) 平成30年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類        | 男性    | 145人 |
|                                      | 女性    | 30人  |
| (2) 平成30年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類        | 男性    | 10人  |
|                                      | 女性    | 4人   |
| (3) 平成30年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類        | 男性    | 40人  |
|                                      | 女性    | 8人   |
| (4) 平成30年度埼玉県警察官（巡査）採用試験国際捜査Ⅰ類       | 中国語   | 2人   |
|                                      | ベトナム語 | 2人   |
|                                      | タイ語   | 2人   |
| (5) 平成30年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類 | 柔道    | 1人   |
|                                      | 剣道    | 2人   |
| (6) 平成30年度埼玉県警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅰ類   |       | 3人   |

### 2 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に該当しない者
- (3) その他次表のとおり

ア 学歴・年齢

試験区分	学歴	年齢
I 類 国際捜査 I 類 武道・体育指導 I 類 サイバー犯罪捜査 I 類	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を卒業又は平成31年3月までに卒業見込みの者 2 前記1に該当する者と同等の資格があると認められる者	昭和63年4月2日以降に生まれた者
II 類	1 学校教育法による短期大学又は専修学校（2年制以上の専門課程で年間授業時数が680時間以上のものに限る。）を卒業又は平成31年3月までに卒業見込みの者 2 学校教育法による大学に2年以上在学し、かつ、62単位以上修得した者又は平成31年3月までにこれらの要件を満たす見込みの者（I類に該当する者を除く。） 3 前記1又は2に該当する者と同等の資格があると認められる者	昭和63年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者
III 類	I類及びII類に該当しない者	昭和63年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者

イ その他

国際捜査 I 類	語学（受験言語）に堪能な者
----------	---------------

武道・体育指導 I 類	柔道又は剣道の卓越した技術を有する、段位が四段以上（大学卒業見込みの者に限り三段を含む。）の者
サイバー犯罪捜査 I 類	独立行政法人情報処理推進機構が実施する経済産業省認定の情報処理技術者試験（ITパスポート試験及び情報セキュリティマネジメント試験を除く。）に合格している者又は情報処理安全確保支援士となる資格を有している者

### 3 試験の方法

#### (1) 第 1 次試験

教養試験（国際捜査 I 類及びサイバー犯罪捜査 I 類を除く。）、専門試験 I（国際捜査 I 類及びサイバー犯罪捜査 I 類に限る。）及び論文（作文）試験

（注） 第 1 次試験当日において柔道又は剣道の段位を有している者を対象として、申請に基づき審査を行い、第 1 次試験で加点を行う。ただし、国際捜査 I 類、武道・体育指導 I 類及びサイバー犯罪捜査 I 類を除く。

#### (2) 第 2 次試験

身体検査、体力検査、人物試験及び専門試験 II（国際捜査 I 類及びサイバー犯罪捜査 I 類に限る。）

（注） 第 2 次試験の 2 日目に次表に掲げる資格等を有している者を対象として、申請に基づき審査を行い、第 2 次試験で加点を行う。ただし、国際捜査 I 類、武道・体育指導 I 類及びサイバー犯罪捜査 I 類を除く。

資格区分	資格種別	試験名称等	加点対象基準
情報	情報処理	ITパスポート試験、情報セキュリティマネジメント試験、基本情報技術者試験、応用情報技術者試験、ITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、ITサービスマネージャ試験、システム監査技術	

(情報)	(情報処理)	者試験及び情報セキュリティスペシャリスト試験並びに情報処理安全確保支援士となる資格	
財 務	財 務	日商簿記検定	2級以上
語 学	英 語	実用英語技能検定	2級以上
		TOEIC (※1)	600点以上
		TOEFL (iBT) (※2)	62点以上
		国際連合公用語英語検定試験	C級以上
	中 国 語	中国語検定試験	3級以上
		漢語水平考試 (HSK)	4級以上
		中国語コミュニケーション能力検定	400点以上
	韓 国 語	ハングル能力検定試験	準2級以上
韓国語能力試験		4級以上	

※1 TOEIC第212回試験以降のスコアを有効とする。

※2 平成28年7月30日以降に実施されたTOEFLのスコアを有効とする。

#### 4 試験の月日、会場及び合格発表

試験	月 日	会 場	合格発表日時	合格発表の方法
第一次試験	5月13日(日)	東京国際大学 (川越市) 文教大学 (越谷市) 埼玉県警察学校 (さいたま市)	6月5日(火) 午前10時	合格者に文書で通知するほか、合格者の受験番号を県庁本庁舎南玄関の掲示板及び埼玉県警察ホームページに発表日の
第二次試験	6月9日(土)から6月11日(月)までのいずれか1日及び7月19日(木)から7月30日(月)までのいずれか1日(7月21日(土)、7月22日(日)、7月28日(土)及び7月29日(日)を除く。)に、埼玉県警察学校で行う。		8月22日(水) 午前10時	午前10時から7日間掲示する。



## 5 試験の対象となる職の概要及び給与

### (1) 職の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

### (2) 給与

ア 平成30年1月1日現在における初任給（地域手当を含む。）は、次表のとおりである。

区 分	採用（入校）時の初任給
I 類 国際捜査 I 類 武道・体育指導 I 類 サイバー犯罪捜査 I 類	約236,300円
II 類	約225,300円
III 類	約205,300円

イ 一定の経歴がある場合は、前記アの金額に所定の額が加算されることがある。

ウ 前記アのほか、支給要件に該当する場合は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 採用時までには給与制度の改正があった場合は、それによる。

## 6 採用の方法

合格者は、採用のための意向確認後、欠員の状況等に応じて逐次採用される。

採用の時期は、平成30年10月1日（月）以降の予定である。ただし、I 類の大学卒業見込者、II 類の短期大学又は専修学校の卒業見込者、国際捜査 I 類、武道・体育指導 I 類及びサイバー犯罪捜査 I 類は、平成31年4月1日（月）以降の予定である。

## 7 受験手続

### (1) 受験申込用紙の入手方法

受験案内及び申込書は、埼玉県警察採用センター、県内各警察署等において、平成30年3月1日（木）から配布している。

### (2) 申込方法

#### ア インターネット

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申し込むこと。

イ 郵送及び持参

インターネットで申込みができない場合は、申込書に必要事項を記入の上、簡易書留若しくは特定記録にて埼玉県警察採用センター宛て郵送し、又は埼玉県警察採用センター若しくは県内各警察署警務課（係）に持参すること。

(3) 受付期間

ア インターネット

平成30年3月26日（月）午前8時30分から4月20日（金）午後5時までの間

イ 郵送及び持参

平成30年3月26日（月）から4月20日（金）までの間

（郵送による場合は、期間内消印有効）

8 試験についての問合せ先

埼玉県警察採用センター

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県警察職員採用フリーダイヤル（0120-373514）

# 告 示

埼玉県警察本部告示第32号

平成30年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類、平成30年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類、平成30年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類及び平成30年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類を次のとおり実施する。

平成30年3月2日

埼玉県警察本部長 鈴木 三 男

## 1 試験の名称及び採用予定人員

### (1) 平成30年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類

男性 60人

女性 11人

### (2) 平成30年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類

男性 10人

女性 3人

### (3) 平成30年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類

男性 86人

女性 14人

### (4) 平成30年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類

柔道 1人

剣道 1人

## 2 受験資格

(1) 日本国籍を有する者

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に該当しない者

(3) その他次表のとおり

ア 学歴・年齢

試験区分	学歴	年齢
I 類 武道・体育指導 I 類	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を卒業又は平成31年3月までに卒業見込みの者 2 前記1に該当する者と同等の資格があると認められる者	昭和63年4月2日以降に生まれた者
II 類	1 学校教育法による短期大学又は専修学校（2年制以上の専門課程で年間授業時数が680時間以上のものに限る。）を卒業又は平成31年3月までに卒業見込みの者 2 学校教育法による大学に2年以上在学し、かつ、62単位以上修得した者又は平成31年3月までにこれらの要件を満たす見込みの者（I類に該当する者を除く。） 3 前記1又は2に該当する者と同等の資格があると認められる者	昭和63年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者
III 類	I類及びII類に該当しない者	昭和63年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者

イ その他

武道・体育指導 I 類	柔道又は剣道の卓越した技術を有する、段位が四段以上（大学卒業見込みの者に限り三段を含む。）の者
-------------	---

3 試験の方法

(1) 第1次試験

教養試験及び論文（作文）試験

(注) 第1次試験当日において柔道又は剣道の段位を有している者を対象として、申請に基づき審査を行い、第1次試験で加点を行う。ただし、武道・体育指導I類を除く。

(2) 第2次試験

身体検査、体力検査及び人物試験

(注) 第2次試験の2日目に次表に掲げる資格等を有している者を対象として、申請に基づき審査を行い、第2次試験で加点を行う。ただし、武道・体育指導I類を除く。

資格区分	資格種別	試験名称等	加点対象基準
情報	情報処理	ITパスポート試験、情報セキュリティマネジメント試験、基本情報技術者試験、応用情報技術者試験、ITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、ITサービスマネージャ試験、システム監査技術者試験及び情報セキュリティスペシャリスト試験並びに情報処理安全確保支援士となる資格	
財務	財務	日商簿記検定	2級以上
語学	英語	実用英語技能検定	2級以上
		TOEIC (※1)	600点以上
		TOEFL (iBT) (※2)	62点以上
		国際連合公用語英語検定試験	C級以上
	中国語	中国語検定試験	3級以上

(語学)	(中国語)	漢語水平考試 (HSK)	4級以上
		中国語コミュニケーション能力検定	400点以上
	韓国語	ハングル能力検定試験	準2級以上
		韓国語能力試験	4級以上

※1 TOEIC第215回試験以降のスコアを有効とする。

※2 平成28年11月19日以降に実施されたTOEFLのスコアを有効とする。

#### 4 試験の月日、会場及び合格発表

試験	月 日	会 場	合格発表日時	合格発表の方法
第一次試験	9月16日(日)	東京国際大学 (川越市) 埼玉県警察学校 (さいたま市)	10月9日(火) 午前10時	合格者に文書で通知するほか、合格者の受験番号を県庁本庁舎南玄関の掲示板及び埼玉県警察ホームページに発表日の午前10時から7日間掲示する。
第二次試験	10月13日(土)又は10月14日(日)のいずれか1日及び11月19日(月)から11月27日(火)までのいずれか1日(11月23日(金)、11月24日(土)及び11月25日(日)を除く。)に、埼玉県警察学校で行う。		12月19日(水) 午前10時	

#### 5 試験の対象となる職の概要及び給与

##### (1) 職の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

##### (2) 給与

ア 平成30年1月1日現在における初任給(地域手当を含む。)は、次表のとおりである。

区 分	採用(入校)時の初任給
I 類 武道・体育指導I類	約236,300円
II 類	約225,300円

Ⅲ	類	約205,300円
---	---	-----------

イ 一定の経歴がある場合は、前記アの金額に所定の額が加算されることがある。

ウ 前記アのほか、支給要件に該当する場合は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 採用時まで給与制度の改正があった場合は、それによる。

## 6 採用の方法

合格者は、採用のための意向確認後、欠員の状況等に応じて逐次採用される。

採用の時期は、平成31年4月1日（月）以降の予定である。

## 7 受験手続

### (1) 受験申込用紙の入手方法

受験案内及び申込書は、埼玉県警察採用センター、県内各警察署等において、平成30年3月1日（木）から配布している。

### (2) 申込方法

#### ア インターネット

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申し込むこと。

#### イ 郵送及び持参

インターネットで申込みができない場合は、申込書に必要事項を記入の上、簡易書留若しくは特定記録にて埼玉県警察採用センター宛て郵送し、又は埼玉県警察採用センター若しくは県内各警察署警務課（係）に持参すること。

### (3) 受付期間

#### ア インターネット

平成30年8月3日（金）午前8時30分から8月29日（水）午後5時までの間

#### イ 郵送及び持参

平成30年8月3日（金）から8月29日（水）までの間

（郵送による場合は、期間内消印有効）

## 8 試験についての問合せ先

埼玉県警察採用センター

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県警察職員採用フリーダイヤル（0120-373514）

# 告 示

埼玉県警察本部告示第33号

平成30年度埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類（県外試験）及び平成30年度埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類（県外試験）を次のとおり実施する。

平成30年3月2日

埼玉県警察本部長 鈴木 三 男

## 1 試験の名称及び採用予定人員

### (1) 平成30年度埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類（県外試験）

青森県（男性） 3人  
宮城県（男性） 3人  
山形県（男性） 3人  
群馬県（男性） 5人

### (2) 平成30年度埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類（県外試験）

青森県（男性） 2人  
宮城県（男性） 2人  
山形県（男性） 2人  
群馬県（男性） 5人

## 2 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に該当しない者
- (3) その他次表のとおり

試 験 区 分	学 歴	年 齢
I 類	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を卒業又は平成31年3月までに卒業見込みの者 2 前記1に該当する者と同等の資格があると認められる者	昭和63年4月2日以降に生まれた者
Ⅲ 類	I類に該当しない者	昭和63年4月2日から



( III 類 )	( I 類に該当しない者)	平成13年4月1日までに生まれた者
-----------	---------------	-------------------

### 3 試験の方法

#### (1) 第1次試験

教養試験及び論文（作文）試験

#### (2) 第2次試験

身体検査、体力検査及び人物試験

(注) 第1次試験で論文（作文）試験を実施しない試験地は、第2次試験で実施する。

### 4 試験の月日、会場及び合格発表

#### (1) 試験地

青森県、宮城県、山形県及び群馬県（以下「地元県」という。）において実施する。

#### (2) 試験の月日、会場及び合格発表

試験	月日及び会場	合格発表
第1次試験	各地元県と同一とする。	各地元県の発表後、合格者に文書で通知する。
第2次試験	各地元県の月日に合わせて各地元県内で行う。	合格者に文書で通知するほか、合格者の受験番号を埼玉県警察ホームページに、発表日の午前10時から7日間掲示する。

### 5 試験の対象となる職の概要及び給与

#### (1) 職の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

#### (2) 給与

ア 平成30年1月1日現在における初任給（地域手当を含む。）は、次表のとおりである。

区分	採用（入校）時の初任給
I 類	約236,300円
III 類	約205,300円

イ 一定の経歴がある場合は、前記アの金額に所定の額が加算されることがある。

ウ 前記アのほか、支給要件に該当する場合は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 採用時までには給与制度の改正があった場合は、それによる。

## 6 採用の方法

合格者は、採用のための意向確認後、欠員の状況等に応じて逐次採用される。

採用の時期は、平成31年4月1日（月）以降の予定である。

## 7 受験手続

### (1) 受験申込用紙の入手方法

受験案内及び申込書は、各地元県の人事委員会事務局及び警察本部警務課において配布する。

### (2) 申込方法

申込書に必要事項を記入の上、所定の機関に提出すること。

### (3) 受付期間

各地元県と同一期間とする。

## 8 その他

(1) この試験は、第1次試験の実施まで埼玉県警察本部と地元県の人事委員会等が共同して行い、第1次試験の合格者の決定以降を埼玉県警察本部が行うものである。

(2) 試験についての問合せ先は、次のとおりである。

埼玉県警察採用センター

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県警察職員採用フリーダイヤル（0120-373514）